○内閣府令第九十三号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）等の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（災害救助法施行規則の一部改正）

第一条　災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（災害救助法施行令第四条第三号の防災庁令で定める者） 第四条の二　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第三号の防災庁令で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員とする。	（災害救助法施行令第四条第三号の内閣府令で定める者） 第四条の二　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第三号の内閣府令で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員とする。

（内閣府所管旅費取扱規則の一部改正）

第二条　内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

別表（第二条関係）

相当する職務の級	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等	東宮大夫、式部官長	

改　正　前

別表（第二条関係）

相当する職務の級	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会	東宮大夫、式部官長	

	移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、カジノ管理委員会の非常勤の委員、サイバー通信情報監理委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員		
１０級	経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令

	の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、カジノ管理委員会の非常勤の委員、サイバー通信情報監理委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員		
１０級	経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、中央防災会議専門委員、男女共同参	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令

	等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、サイバー通信情報監理委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事		権者が相当と認める職務の級
［略］	［略］		

備考　［略］

	画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、サイバー通信情報監理委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事		権者が相当と認める職務の級
［同左］	［同左］		

備考　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（台風常襲地帯の指定基準に関する政令第一号に規定する期間を定める内閣府令の一部改正）

第三条　台風常襲地帯の指定基準に関する政令第一号に規定する期間を定める内閣府令（昭和三十三年総理府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
台風常襲地帯の指定基準に関する政令第一号に規定する期間を定める防災庁令 台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）第一号の防災庁令で定める期間は、大正十五年一月一日から昭和三十年十二月三十一日までの三十年間とする。	台風常襲地帯の指定基準に関する政令第一号に規定する期間を定める内閣府令 台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）第一号の内閣府令で定める期間は、大正十五年一月一日から昭和三十年十二月三十一日までの三十年間とする。

（災害対策基本法施行規則の一部改正）

第四条　災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第二十条の三第一号の防災庁令で定める基準） 第一条の三　令第二十条の三第一号の防災庁令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。 （令第二十条の三第二号イの防災庁令で定める技術的基準） 第一条の四　令第二十条の三第二号イの防災庁令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。 （令第二十条の三第三号イの防災庁令で定める技術的基準） 第一条の五　令第二十条の三第三号イの防災庁令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一	（令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準） 第一条の三　令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。 （令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準） 第一条の四　令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。 （令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準） 第一条の五　令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一

号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十条の四の防災庁令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の防災庁令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（令第二十条の六第五号の防災庁令で定める基準）

第一条の九　令第二十条の六第五号の防災庁令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　略］

（令第二十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の二　［略］

（法第六十一条の四第四項の防災庁令で定める者等）

第二条の三　法第六十一条の四第四項の防災庁令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第六十一条の四第六項の防災庁令で定める者は、同項の協議元市

号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（令第二十条の六の内閣府令で定める基準）

第一条の九　令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

（令第二十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の二　［同上］

（法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者等）

第二条の三　法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第六十一条の四第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市

町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の防災庁令で定める者について準用する。

（令第二十四条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の四　［略］

（令第二十四条の防災庁令で定める部隊等の長）

第三条　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。

［一～三　略］

四　駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十三号において「部隊等」という。）の長

［五～十三　略］

（法第六十四条第九項の防災庁令で定める部隊等の長）

第四条　［略］

町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の内閣府令で定める者について準用する。

（令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の四　［同上］

（令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長）

第三条　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。

［一～三　同上］

四　駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十二号において「部隊等」という。）の長

［五～十三　同上］

（法第六十四条第九項の内閣府令で定める部隊等の長）

第四条　［同上］

（法第八十六条の八第五項の防災庁令で定める者等）

第八条の二　法第八十六条の八第五項の防災庁令で定める者は、同項の被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第八十六条の八第七項の防災庁令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第八十六条の九第九項の防災庁令で定める者に

（法第八十六条の八第五項の内閣府令で定

第八条の二　法第八十六条の八第五項の内閣府令で定める者は、同項の被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第八十六条の八第七項の内閣府令で定

町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れてい

に関係指定地方行政機関の長、関係指定公

共機関、関係公共的団体その他協議元市町

る。

3　第一項の規定は、法第八十六条の九第九

ついて準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第八十六条の九第十三項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第二項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。

5　法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の防災庁令で定める者は、法第八十六条の十一前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県

ついて準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第八十六条の九第十三項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第二項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。

5　法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の内閣府令で定める者は、法第八十六条の十一前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的

知事が必要と認める者とする。 （被災者台帳に記載又は記録する事項） 第八条の五　法第九十条の三第二項第八号の防災庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～七　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	知事が必要と認める者とする。 （被災者台帳に記載又は記録する事項） 第八条の五　法第九十条の三第二項第八号の 次に掲げる事項とする。 ［一～七　同上］

（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） 第一条　大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第十六号の二の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。	（危険動物の範囲） 第一条　大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第十六号の二の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。
（令第七条第二項の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所） 第二条の二　令第七条第二項の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。	（令第七条第二項の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所） 第二条の二　令第七条第二項の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。
（法第八条第一項第八号の防災庁令で定めるもの） 第三条　法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］	（法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの） 第三条　法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］
（令第十条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所） 第四条の二　令第十条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部及び海上保安航空基地とする。	（令第十条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所） 第四条の二　令第十条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部及び海上保安航空基地とする。
（交通の禁止又は制限についての標示の様式等） 第五条　令第十一条第一項及び令第十八条第一項の防災庁令で定める標	（交通の禁止又は制限についての標示の様式等） 第五条　令第十一条第一項及び令第十八条第一項の内閣府令で定める標

示の様式は、それぞれ別記様式第四及び別記様式第五のとおりとする。 2　令第十一条第一項及び令第十八条第一項の防災庁令で定める場所は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとする道路の区間の前面及びその区間内の必要な地点における道路の中央又は路端（歩道と車道の区別のある道路にあつては、歩道の車道側）とする。 （令第十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所） 第六条の六　令第十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上保安署とする。	示の様式は、それぞれ別記様式第四及び別記様式第五のとおりとする。 2　令第十一条第一項及び令第十八条第一項の内閣府令で定める場所は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとする道路の区間の前面及びその区間内の必要な地点における道路の中央又は路端（歩道と車道の区別のある道路にあつては、歩道の車道側）とする。 （令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所） 第六条の六　令第十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上保安署とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和五十五年総理府令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成　　年」を「　　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号中「平成　　年」を「　　年」に、「昭和　　年」を「平成　　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（被災者生活再建支援法施行規則の一部改正）

第七条　被災者生活再建支援法施行規則（平成十年総理府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第四条第一項の防災庁令で定める書面） 第一条　被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の防災庁令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。 （法第十一条第三項の防災庁令で定める事項） 第五条　法第十一条第三項の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （会計規程） 第十四条　支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの庁令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。 ２　［略］	（令第四条第一項の内閣府令で定める書面） 第一条　被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。 （法第十一条第三項の内閣府令で定める事項） 第五条　法第十一条第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （会計規程） 第十四条　支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十五年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） 第一条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。	（危険動物の範囲） 第一条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。
（法第八条第一項第九号の防災庁令で定めるもの） 第三条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第八条第一項第九号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）第三条第一項の細則 ［三～五　略］	（法第八条第一項第九号の内閣府令で定めるもの） 第三条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第八条第一項第九号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一　同上］ 二　索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）第三条の細則 ［三～五　同上］
（法第十二条第八項の防災庁令で定める軽微な変更） 第五条　法第十二条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］	（法第十二条第八項の内閣府令で定める軽微な変更） 第五条　法第十二条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地震防災対策特別措置法施行令第二条第二項の額の算定に関する内閣府令及び災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部改正）

第九条　次に掲げる府令の規定中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

一　地震防災対策特別措置法施行令第二条第二項の額の算定に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第五十一号）題名

二　災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第五十七号）題名

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十七年内閣府令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） 第一条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第十七号の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （対策計画の特例） 第三条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （法第十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更） 第五条　法第十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ （令第八条第二項に規定する防災庁令で定める額の算定） 第六条　［略］	（危険動物の範囲） 第一条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （対策計画の特例） 第三条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （法第十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更） 第五条　法第十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ （令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定） 第六条　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年内閣府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（土地利用方針の記載事項） 第二条　法第十条第二項第三号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（土地利用方針の記載事項） 第二条　法第十条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］
（復興整備事業に係る記載事項） 第三条　法第十条第二項第四号の防災庁令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ又はヘに掲げる事業にあっては種類とする。 ２　前項に定める事項のほか、特定被災市町村等は、法第十条第二項第四号の防災庁令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。	（復興整備事業に係る記載事項） 第三条　法第十条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ又はヘに掲げる事業にあっては種類とする。 ２　前項に定める事項のほか、特定被災市町村等は、法第十条第二項第四号の内閣府令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。
（防災庁令で定める軽微な変更） 第四条　法第十条第七項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～四　略］	（内閣府令で定める軽微な変更） 第四条　法第十条第七項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～四　同上］
（会議における協議が困難な場合の理由） 第六条　法第十二条第二項の防災庁令で定める理由は、次に掲げるものとする。	（会議における協議が困難な場合の理由） 第六条　法第十二条第二項の内閣府令で定める理由は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］	［一～三　同上］
（届出の対象となる事項） 第九条　法第二十八条第四項の防災庁令で定める事項は、行為の完了予定日とする。	（届出の対象となる事項） 第九条　法第二十八条第四項の内閣府令で定める事項は、行為の完了予定日とする。
（変更の届出） 第十条　法第二十八条第五項の防災庁令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。	（変更の届出） 第十条　法第二十八条第五項の内閣府令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
（収用委員会に対する裁決申請書の様式） 第十二条　大規模災害からの復興に関する法律施行令第五条の防災庁令で定める様式は、別記様式第二とする。	（収用委員会に対する裁決申請書の様式） 第十二条　大規模災害からの復興に関する法律施行令第五条の内閣府令で定める様式は、別記様式第二とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令の一部改正）

第十二条　災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
災害救助法施行令第一条第一項第三号の防災庁令で定める特別の事情等を定める防災庁令 （令第一条第一項第三号の防災庁令で定める特別の事情） 第一条　災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する防災庁令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。 （令第一条第一項第四号の防災庁令で定める基準） 第二条　令第一条第一項第四号に規定する防災庁令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ［一・二　略］ （令第十一条第二項の防災庁令で定める各障害等級に該当する身体障害） 第三条　令第十一条第二項に規定する防災庁令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。 （法第二十条第二項の防災庁令で定める国に対する弁済の要請） 第四条　［略］	災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令 （令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情） 第一条　災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。 （令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準） 第二条　令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ［一・二　同上］ （令第十一条第二項の内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害） 第三条　令第十一条第二項に規定する内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。 （法第二十条第二項の内閣府令で定める国に対する弁済の要請） 第四条　［同上］

（法第二十条第三項及び第二十一条第二項の防災庁令で定める弁済の要請を行った被請求都道府県等に対する通知） 第五条　［略］ ２　［略］	（法第二十条第三項及び第二十一条第二項の内閣府令で定める弁済の要請を行った被請求都道府県等に対する通知） 第五条　［同上］ ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第十三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

別記様式第一から別記様式第四まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（首都直下地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十四条　首都直下地震対策特別措置法施行規則（平成二十五年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条第一項の防災庁令で定める軽微な変更） 第一条　首都直下地震対策特別措置法（以下「法」という。）第十条第一項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ （地方緊急対策実施計画の記載事項） 第二条　法第二十一条第三項第八号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ （法第二十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更） 第三条　法第二十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ （法第二十六条第一項の防災庁令で定める軽微な変更） 第六条　法第二十六条第一項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（法第十条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） 第一条　首都直下地震対策特別措置法（以下「法」という。）第十条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ （地方緊急対策実施計画の記載事項） 第二条　法第二十一条第三項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ （法第二十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更） 第三条　法第二十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ （法第二十六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） 第六条　法第二十六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（活動火山対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十五条　活動火山対策特別措置法施行規則（平成二十七年内閣府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成　　年」を「　　年」に、「昭和
平成　　年」を「　　年」に改める。

（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する防災庁令 （法附則第二条第一項の防災庁令で定める場合） 第一条　災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の防災庁令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 ［一・二　略］ （法附則第三条第一項の防災庁令で定める事由） 第二条　法附則第三条第一項の防災庁令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合とする。 ［一・二　略］ ２　［略］	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令 （法附則第二条第一項の内閣府令で定める場合） 第一条　災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 ［一・二　同上］ （法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由） 第二条　法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合とする。 ［一・二　同上］ ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（官報の発行に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　官報の発行に関する内閣府令（令和六年内閣府令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（行政機関の諸活動に関する事項） 第四条　法第四条第二項第一号の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。 一　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第六項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第六項若しくは第五十八条第七項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第六項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第六項、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第七条第六項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十四条第二項の訓令であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は当該訓令を定める機関の判断により公にされるもの ［二～二十　略］ 附　則 （経過措置） 第四条　［略］ ２　復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表の規定中「防災庁令」とあるのは、「防災庁令、復興庁令」とする。 別表	（行政機関の諸活動に関する事項） 第四条　法第四条第二項第一号の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。 一　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第六項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第六項若しくは第五十八条第七項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第六項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第六項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十四条第二項の訓令であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は当該訓令を定める機関の判断により公にされるもの ［二～二十　同上］ 附　則 （経過措置） 第四条　［同上］ ２　復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表の規定中「デジタル庁令」とあるのは、「デジタル庁令、復興庁令」とする。 別表

掲載項目	掲載事項
［略］	［略］
行政機関の命令（政令を除く。）	内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、防災庁令、省令その他の行政機関の定める規則（内閣総理大臣が内閣官房の所掌事務について定める規則を除く。）
［略］	［略］

掲載項目	掲載事項
［同上］	［同上］
行政機関の命令（政令を除く。）	内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令その他の行政機関の定める規則（内閣総理大臣が内閣官房の所掌事務について定める規則を除く。）
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（登録被災者援護協力団体に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　登録被災者援護協力団体に関する内閣府令（令和七年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
登録被災者援護協力団体に関する防災庁令 （趣旨） 第一条　災害対策基本法（以下「法」という。）第三十三条の二第一項の規定による登録被災者援護協力団体の登録に関しては、この庁令の定めるところによる。 （用語） 第二条　この庁令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 （被災者援護協力団体として登録することができる法人に準ずる団体） 第三条　法第三十三条の二第一項の防災庁令で定める団体（次条第二号において「法人に準ずる団体」という。）は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。 （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第五条　法第三十三条の二第三項第二号ロの防災庁令で定める行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年	登録被災者援護協力団体に関する内閣府令 （趣旨） 第一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十三条の二第一項の規定による登録被災者援護協力団体の登録に関しては、この府令の定めるところによる。 （用語） 第二条　この府令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 （被災者援護協力団体として登録することができる法人に準ずる団体） 第三条　法第三十三条の二第一項の内閣府令で定める団体（次条第二号において「法人に準ずる団体」という。）は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。 （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第五条　法第三十三条の二第三項第二号ロの内閣府令で定める行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年

国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為とする。 （法第三十三条の二第三項第二号ホの防災庁令で定める者） 第六条　法第三十三条の二第三項第二号ホの防災庁令で定める者は、被災者援護協力業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （被災者援護協力業務に従事する者） 第七条　法第三十三条の二第四項第一号の防災庁令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ［一・二　略］ （登録被災者援護協力団体登録簿の登録事項） 第八条　法第三十三条の二第五項第四号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ （被災者援護協力業務の実施基準） 第十条　法第三十三条の五の防災庁令で定める基準は、次のとおりとする。 ［一～六　略］	国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為とする。 （法第三十三条の二第三項第二号ホの内閣府令で定める者） 第六条　法第三十三条の二第三項第二号ホの内閣府令で定める者は、被災者援護協力業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （被災者援護協力業務に従事する者） 第七条　法第三十三条の二第四項第一号の内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ［一・二　同上］ （登録被災者援護協力団体登録簿の登録事項） 第八条　法第三十三条の二第五項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ （被災者援護協力業務の実施基準） 第十条　法第三十三条の五の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第一号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

（内閣府本府組織規則の一部改正）

第十九条　内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（経済動向特別分析官、企画官、調査官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官） 第八条　本府に、経済動向特別分析官、企画官、調査官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。 2～4　［略］ ［項を削る。］ ［項を削る。］ 5　地域原子力防災推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画に関する事項（原子力防災に関するものに限る。）についての指導及び助言に関するものを助ける。 6　原子力防災訓練推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練（原子力防災に関するものに限る。）の企画及び立案又は当該防災訓練についての指導及び助言に関するものを助ける。 7　経済動向特別分析官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き十六人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、地域原子力防災	（経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官） 第八条　本府に、経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。 2～4　［同上］ 5　防災情報通信システム官は、命を受けて、参事官の職務のうち防災に関する情報通信システムに関する事務に係るものを助ける。 6　復旧復興調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害復旧及び災害からの復興に関する事項の企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。 7　地域原子力防災推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画に関する事項（原子力災害に対する対策に関するものに限る。）についての指導及び助言に関するものを助ける。 8　原子力防災訓練推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練（原子力災害に対する対策に関するものに限る。）の企画及び立案又は当該防災訓練についての指導及び助言に関するものを助ける。 9　経済動向特別分析官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き二十五人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信

推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人とする。	システム官の定数は一人と、復旧復興調整官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。